

(公財)全日本空手道連盟 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	中長期計画については現在策定中である。	
2	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	中長期計画にこれを含め、同様に策定中である。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
3	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	毎年、理事会において中期計画を決議している。 また、平成28年に会員制度改革を行い、財政基盤が強固になったものと思われる。現在推移を観察中。令和2年度はコロナ禍の中よく耐えたと思われる。 【受取会費】 平成30年度：91,722,872 →令和元年度122,789,134 33.9%UP →令和2年度114,592,933 6.7%Down	・第26回理事会資料(該当箇所は第4号議案) ・第26回理事会議事録 ・令和元年度収支計算書
4	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	2021.4.1時点で 女性理事 6名/46名 = 13.0% 外部理事 4名/46名 = 8.7% なお、職務執行理事(常任理事)に女性はいない。目安として2024年末までに女性役員を育成し、職務執行理事に就いてもらう。 また、現状では女性会員が少ない。まずは2024年度末までに成人女性会員の割合約20%まで女性理事を増やしたい。その後、女性会員の増強とともにガバナンス・コードの目標である40%を目指す。	・役員名簿

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
5	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	2021.4.1時点で 女性評議員 1名/69名＝1.4％ 外部評議員 0名/69名＝0％ 評議員は会員とする規定を改定し、関連団体以外の評議員を選任しやすくした。 また、都道府県連盟の上部役員が評議員となることが多いため、都道府県連盟に女性役員の育成を促す。	・役員名簿
6	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	アスリート委員会を設置し、役員選出規程を改定しアスリート委員会からも理事候補者を推薦できるようにした。	・アスリート委員会名簿
7	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	当連盟としては適正であると思料する。 各地区・競技団体からの選出理事17名、技術的な知見からの選出理事7名、ほか、外部としての役員の働きを期待されている理事、女性理事などから構成されている。	・役員名簿

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
8	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	当連盟はオリンピックが終了する2021年度末までは理事定年75歳、2021年度以降は70歳となる。	・役員等の選出基準に関する規程 ・評議員及び役員を選出基準に関する規程
9	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	定年制が2021年より改定(75歳→70歳)となり、さらに2024年度末に10年基準を適用すると現理事は46人中6人しか継続できない。対策を検討中である。	・役員等の選出基準に関する規程 ・評議員及び役員を選出基準に関する規程
			【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】 ・IF役員(笹川堯)	https://www.wkf.net/structure-governance

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
10	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	2023年6月の次期役員改選で運用できるよう計画中である。	
11	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	倫理規程等整備済み	・ 倫理規程
12	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	規程集	・ 連盟規程集
13	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	事務局管理規程、文書取り扱い規程等	・ 事務局組織規程 ・ 業務決済規程 ・ 文書処理規程 ・ 会計処理規程
14	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程	・ 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
15	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	定款、会計処理規程、受取会費規程	・定款 ・会計処理規程 ・受取会費の使途に関する規程
16	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	会計処理規程、標章規程、表彰基準規程	・会計処理規程 ・標章規程 ・表彰の基準に関する規程
17	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	ナショナルチーム選考規程並びに選手誓約書	・ナショナルチーム選考規程 ・誓約書
18	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	審判員規程 ※大会時に審判員をどのように選定するのか具体的な規定に落とし込めるようだったら策定する。	・公認審判員規程
19	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	法人運営：顧問の公認会計士→(株)アダムズ 労務問題：顧問の社労士→(株)ジェイズ事務所 法務問題：倫理委員長などに相談実績がある。→篠原由宏弁護士	法人運営：顧問の公認会計士→(株)アダムズ 労務問題：顧問の社労士→(株)ジェイズ事務所 法務問題：→篠原由宏弁護士

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
20	〔原則4〕コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	倫理委員会の設置はしている。 ・事案発生時のみの開催となっており、定期開催をしていない。 ・女性委員は2021年6月より委嘱する予定。 ・女性の相談受付窓口担当職員が不在。(現在適任者を模索中。)	・倫理委員会名簿 ・倫理委員会規程
21	〔原則4〕コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	弁護士2名、外部有識者2名が配置されている。	・倫理委員会名簿
22	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	役職員向けのコンプライアンス教育は未実施であるが、実施に向けてJSAAの弁護士と打ち合わせを行ったことがある。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
23	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	年1回、強化合宿内で実施している。 令和2年度は新型コロナウイルスの影響により全体合宿を行うことができず、講習会は見送られた。	・直近の内容は「暴力団」「八百長」 (※暴力団に関する資料は閲覧のみで、提供されなかった。)
24	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	審判員向けは未実施だが、審判員資格の取得に際しJSPO公認スポーツ指導者取得を義務付けており、講習会の中でコンプライアンス教育に対応している。	・コーチ3における講義資料
25	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	法律問題については倫理委員会の弁護士、税務・会計問題については顧問の公認会計士のサポートが得られる体制がある。	法律問題：篠原由宏倫理委員長(弁護士) ・税務・会計問題：(株)アダムズ

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
26	〔原則6〕 法務、 会計等の体制を構 築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切 に行い、公正な会計原則を遵 守すること	・ 監事は税理士、元金融機関勤務者が務めている。	・ 役員名簿
27	〔原則6〕 法務、 会計等の体制を構 築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関 し、適正な使用のために求め られる法令、ガイドライン等 を遵守すること	・ 国庫補助金を利用していない。	
28	〔原則7〕 適切な 情報開示を行うべ きである。	(1) 財務情報等について、法 令に基づく開示を行うこと	ホームページ上に公開している。	・ https://www.jkf.ne.jp/about/project_finance

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
29	〔原則7〕適切な 情報開示を行うべ きである。	(2) 法令に基づく開示以外の 情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選 考に関する情報を開示するこ と	・ナショナルチーム選考規程はホームページ上に公開している。 また、ナショナルチーム選考会についても選手の推薦基準を強化計画の中で示している。	・ナショナルチーム選考 規程 https://www.jkf.ne.jp/ wp- content/themes/jkf- child/document/inner_r ule/tech_regulations.pd f ・選考会 https://www.jkf.ne.jp/t opics/info/20200323/1
30	〔原則7〕適切な 情報開示を行うべ きである。	(2) 法令に基づく開示以外の 情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状 況に関する情報等を開示する こと	ホームページで公開予定である。	(未定)

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
31	〔原則8〕 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	利益相反規程は未策定。 2021年12月を目標に策定する。	
32	〔原則8〕 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	利益相反ポリシーは未策定。 2021年12月を目標に策定する。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
33	〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	通報・相談窓口を設けている。	・ 通報・相談窓口規程
34	〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	窓口受付→倫理委員長or外部倫理委員→専務理事 という流れ	・ 通報・相談窓口規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
35	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	処分に関する内規を定め、公開している。	・ 処分に関する内規 https://www.jkf.ne.jp/wp-content/themes/jkf-child/document/inner_rule/punishment.pdf
36	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	処分審査に関しては倫理委員会が行っており、理事会へ報告、決議ののち処分を行っている。	・ 処分に関する内規

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
37	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	自動応諾条項を規定している。 (倫理規程第11条)	・ 倫理規程
38	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	通知を行っている。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
39	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	危機管理マニュアル、体制は未策定。 2021年度末を目安に制定する。	
40	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	当連盟強化選手である植草歩氏より、当連盟強化委員長であった香川政夫氏からパワーハラスメントを受けたという申し立てがあったので、倫理委員会にて調査したところ、竹刀を用いた危険な指導を行っていたことが認められたため、強化委員長の解任処分を行った。その際、倫理委員会より竹刀を用いた指導については大変危険であり全く認められないという評価を受けたため、当連盟の加盟団体に向けて通知文書を発信した。	・ 空手道指導における安全の確保について ・ 第29回理事会議事録

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	外部調査委員会を設置したことはない。	
42	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	加盟団体規程は整備している。 また、2018年末にガイドラインを発表し、都道府県連盟に対し規程整備の呼びかけを行った。（現在進行中）	・加盟団体規程 ・事務局長会議資料 ・加盟団体へのガイドライン
43	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	2018年末に各都道府県連の事務局長へ向けガバナンスに関する講習を行った。 また、各都道府県連代表からなる評議員に情報提供としてスポーツ庁の一般スポーツ団体向けガバナンス・コードを配布した。	・事務局長会議資料 ・加盟団体へのガイドライン